

政策会議付議事案書 (令和7年1月14日)

提案課名 防災課

報告者名 大森 淳

<p>事案名</p>	<p>秦野市既成宅地防災工事補助金交付要綱の一部を改正することについて</p>	<p>資料 有</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>「秦野市既成宅地防災工事補助金交付要綱（以下、「要綱」という）」に基づく補助金は、本市内の既成宅地におけるがけ崩れの防止及び災害による被害の復旧のための工事費用の一部を補助しています。</p> <p>しかし、近年、激甚化する風水害では、市内全域においてがけ崩れ等の被害が出ており、従来の要綱では、市内10箇所の限定された造成団地が対象土地となっているため、その他の地域では、補助金の活用が出来ない状況です。</p> <p>そのため、要綱第3条第2項で規定する「廃止前の住宅地造成事業に関する法律に基づく造成がされた土地」の要件を削除し、市内全域におけるがけ地等の防災工事費用の一部を補助することで、がけ崩れの防止及び災害復旧のための工事を促進し、災害から市民の生命及び財産を保護するとともに、安全で災害に強いまちづくりを推進するものです。</p> <p>また、改正に当たり、補助回数制限の追加及び字句の整理を行うものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p><b>【要綱の施行経過】</b></p> <p>平成25年 5月1日 要綱の施行</p> <p>令和 2年 4月1日 要綱の一部改正（3年ごとに補助内容の見直しを追加。）</p> <p>令和 6年10月 令和6年台風第10号では、市内各所で土砂による被害が多発し、多くの被災者から相談を受けたが、既存の要綱に規定する対象土地に該当する地区はなく、補助対象外となった。</p> <p>土砂被害のあった土地のうち、県が行う急傾斜地崩壊防止事業の対象外となる地区において、二次災害を防止するため、対象土地の拡充について検討を行った。</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">決定等を要する事項</p>	<p>要綱の一部について、次のとおり改正すること。</p> <p>1 補助の対象とする土地の号の削除  「廃止前の住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)に基づき造成された土地」の要件を削除し、対象となる土地を市内全域とすること。</p> <p>2 補助回数の制限の追加  補助金の交付は、補助対象地一筆につき1回を限度とする規定を新たに設けること。ただし、補助対象地一筆とその土地に隣接する同一の所有者の土地は、合わせて一筆とみなす。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の取扱い</p>	<p>令和7年3月 要綱の改正  4月1日 要綱の施行</p>

【例 1】

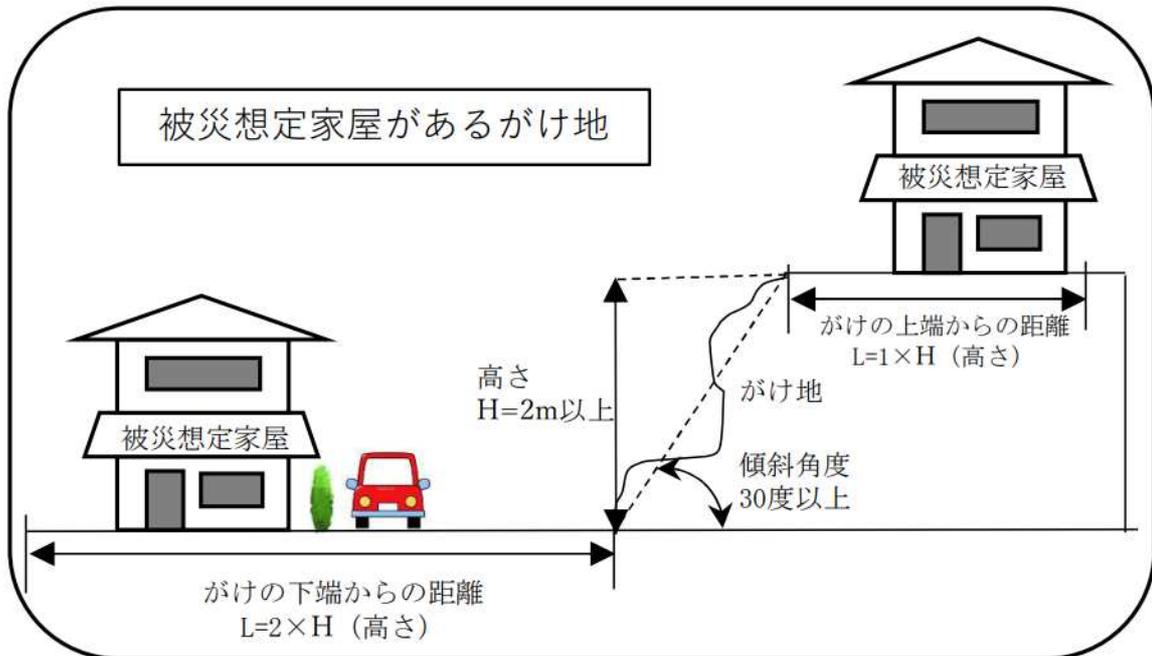


【例 2】



## 【対象となるがけ地】

- 1 がけ崩れが発生し、又はそのおそれがある既成宅地で、次のいずれかに該当するもの
  - (1) がけの下端からがけの反対側へ向かい、その水平距離が、がけの高さに相当する距離の2倍の範囲内に家屋があるもの
  - (2) がけの上端からがけの反対側へ向かい、その水平距離が、がけの高さに相当する距離の範囲内に家屋があるもの



## 秦野市既成宅地防災工事補助金交付要綱の一部を改定することについて

令和 7 年 1 月 1 4 日

防災課

## 1 秦野市既成宅地防災工事補助金の目的

市内の既成宅地（がけ崩れにより家屋に被害の及ぶおそれがある土地）におけるがけ崩れの防止及び災害による被害の復旧のための工事を促進し、災害から市民の生命及び財産を保護するとともに、安全で災害に強いまちづくりを推進するため、「秦野市既成宅地防災工事補助金交付要綱（以下、「要綱」という）」に基づき、その工事費用の一部を交付する。

## 2 現行制度

## (1) 対象となる土地

## ア 第 3 条第 1 項第 1 号（急傾斜地崩壊危険区域関係）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条に規定する急傾斜地崩壊危険区域として指定された区域に属する土地若しくはこれに準じるものとして神奈川県が位置付ける急傾斜地崩壊危険箇所の区域に属する土地又はこれらと同等の危険があるものとして市長が特に認める土地（神奈川県の急傾斜地崩壊対策事業に係る工事の対象となる範囲にあるものを除く。）

## イ 第 3 条第 1 項第 2 号（旧住宅造成事業関係）

廃止前の住宅地造成事業に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 6 0 号）に基づき造成された土地

## ウ 第 3 条第 1 項第 3 号（がけ崩れ発生地関係）

がけ崩れが発生し、又はそのおそれがある既成宅地で、次のいずれかに該当するもの

(ア) がけの下端からがけの反対側へ向かい、その水平距離が、がけの高さに相当する距離の 2 倍の範囲内に家屋があるもの

(イ) がけの上端からがけの反対側へ向かい、その水平距離が、がけの高さに相当する距離の範囲内に家屋があるもの

### 3 要綱改定の概要（文言の修正内容は、資料4のとおり）

#### (1) 対象となる土地

##### ア 第3条第1項第1号（急傾斜地崩壊危険区域関係）

「神奈川県が位置付ける急傾斜地崩壊危険箇所の区域に属する土地」の要件を削除。

⇒昭和41年度以降、土砂災害に対する警戒避難体制の整備等に資することを目的に「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらを総称しての「土砂災害危険箇所」が調査・公表されてきたところですが、平成13年に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」が施行されたことにより、警戒避難体制の整備等を要する区域の調査・公表の仕組みが同法に引き継がれ、これに基づき土砂災害警戒区域等の指定が進められてきました。

令和3年度末には区域の指定が概ね完了し、土砂災害警戒区域等の名称も国民の間で一定程度定着したことを受け、国土交通省より令和6年度より「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらを総称しての「土砂災害危険箇所」を使用しないこととする旨の地方自治法第245条の4第1項に規定する技術的な助言とする通知があった。

##### イ 第3条第1項第2号（旧住宅造成事業関係）

項番自体を削除。

⇒対象地が市内全域に拡大される。

旧	新
10箇所 <small>（旧住宅造成事業に関する法律に基づく造成団地）</small>	市内全域

#### (2) 補助回数の制限（新設）

補助金の交付は、補助対象地一筆につき1回を限度とする。ただし、補助対象地一筆とその土地に隣接する同一の所有者の土地は、合わせて一筆とみなす。

#### (3) 施行期日

令和7年4月1日

## 秦野市既成宅地防災工事補助金交付要綱

平成 25 年 5 月 1 日

施行

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市内の既成宅地におけるがけ崩れの防止及び災害による被害の復旧のための工事を促進し、災害から市民の生命及び財産を保護するとともに、安全で災害に強いまちづくりを推進するため、その工事の費用の一部を補助することについて、秦野市補助金交付規則（昭和 53 年秦野市規則第 2 号。以下「規則」という。）第 19 条の規定により必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるとおりとする。

- (1) がけ 自然斜面又は人工斜面で、高さが 2 メートル以上、かつ、斜度が 30 度以上のものをいう。
- (2) 家屋 現に居住用として使用している建物をいう。
- (3) 既成宅地 がけ崩れにより家屋に被害の及ぶおそれがある土地をいう。

(対象土地)

第 3 条 この要綱による補助の対象とする土地は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、営利を目的とする不動産事業として使用するものを除く。

- (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条に規定する急傾斜地崩壊危険区域として指定された区域に属する土地若しくはこれに準じるものとして神奈川県が位置付ける急傾斜地崩壊危険箇所の区域に属する土地又はこれらと同等の危険があるものとして市長が特に認める土地（神奈川県の急傾斜地崩壊対策事業に係る工事の対象となる範囲にあるものを除く。）

~~(2) 廃止前の住宅地造成事業に関する法律（昭和 39 年法律第 160 号）に基づき造成された土地~~

(2) ~~(3)~~ がけ崩れが発生し、又はそのおそれがある既成宅地で、次のいずれかに該当するもの

ア がけの下端からがけの反対側へ向かい、その水平距離が、がけの高さに相当する距離の 2 倍の範囲内に家屋があるもの

イ がけの上端からがけの反対側へ向かい、その水平距離が、がけの高さに相当する距離の範囲内に家屋があるもの

(対象工事)

第4条 この要綱による補助の対象とする工事は、前条の対象土地において行う工事で、次に掲げるものとする。ただし、過去にこの要綱による補助の対象とした工事を除く。

(1) 災害の復旧のために行う次に掲げる工事

ア 別表第1に掲げる構造物の設置又は改良に係る工事

イ 別表第2に掲げる排水施設の設置又は改良に係る工事

(2) 災害の防止のために行う次に掲げる工事

ア 別表第1に掲げる構造物の設置又は改良に係る工事

イ 別表第2に掲げる排水施設の設置又は改良に係る工事

(補助の対象者)

第5条 この要綱による補助の対象とする者は、土地の所有者又は占有者で、自ら前条の工事を行う個人とし、市税等を滞納していない者とする。

(補助回数の制限)

第6条 補助金の交付は、補助対象地一筆につき1回を限度とする。ただし、補助対象地一筆とその土地に隣接する同一の所有者の土地は合わせて一筆とみなす。

(補助額)

~~第7条~~第6条 補助金の額は、第4条に規定する工事に要する費用の額又は市長が算出したその工事に係る基準額のいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額とし、同条第1号ア又は第2号アに規定する工事にあつては200万円を、同条第1号イ又は第2号イに規定する工事にあつては150,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出して得た額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 第1項の場合において、第4条第1号及び第2号の工事を併せて行うときは、それぞれ別の工事であるものとして、前2項の規定により補助金の額を算出し、その合計額を補助金の額とする。

(申請の添付書類)

~~第8条~~第7条 規則第4条第4号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、工事の内容により該当しない書類は、こ

の限りでない。

- (1) 住民票（市内在住の者を除く。）
  - (2) 見積書
  - (3) 公図の写し及び土地登記事項証明書
  - (4) 法令による許可等の写し
  - (5) 承諾書
- （事業着手届の添付書類）

**第9条第8条** 規則第10条に規定する事業着手届に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工程表
  - (2) 工事請負契約書の写し
- （事業完成届の添付書類及び完了検査）

**第10条第9条** 規則第10条に規定する事業完成届に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 検査済証の写し（法令による手続を経た工事に限る。）
  - (2) 工事写真
- 2 事業完成届の提出があったときは、遅滞なく完了検査を行うものとする。ただし、法令による手続を経た工事については、この限りでない。
- （第三者行為に係る代位）

**第11条第10条** この要綱により補助を受けて工事を行う場合において、その原因となった災害が第三者の過失等法律上の責任に起因することが明らかになったときは、補助を受ける者が取得する損害賠償請求権を、その同意を得て、交付した補助の限度額において、本市が代位することができるように努めるものとする。

（財産処分の制限）

**第12条第11条** 規則第17条第1項ただし書に規定する市長が認める期間は、5年間とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成25年5月1日から施行し、同年4月1日以後に発生した災害の復旧のために行う工事について適用する。ただし、第4条第2号の規定は、市長が別に定める日から施行する。

（補助内容の見直し）

2 この要綱の運用状況、実施効果等を検証し、目的の達成状況等を評価したうえで、令和2年4月1日以後3年以内ごとに補助内容を見直すものとする。

(施行期日等)

3 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

コンクリート擁壁 コンクリート張 ブロック積擁壁 のり枠 コンクリート吹付け 落下石防止柵 コンクリート土留柵
---

別表第2（第4条関係）

側溝 収水ます 排水管
-------------------

## 議案第 号 秦野市既成宅地防災工事補助金交付要綱の一部を改正する施行案新旧対照表

新	旧
<p>(対象土地)</p> <p>第3条 この要綱による補助の対象とする土地は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、営利を目的とする不動産事業として使用するものを除く。</p> <p>(1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域として指定された区域に属する土地又はこれらと同等の危険があるものとして市長が特に認める土地(神奈川県急傾斜地崩壊対策事業に係る工事の対象となる範囲にあるものを除く。)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(補助回数の制限)</u></p> <p>第6条 <u>補助金の交付は、補助対象地一筆につき1回を限度とする。ただし、補助対象地一筆とその土地に隣接する同一の所有者の土地は合わせて一筆とみなす。</u></p> <p>(補助額)</p>	<p>(対象土地)</p> <p>第3条 この要綱による補助の対象とする土地は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、営利を目的とする不動産事業として使用するものを除く。</p> <p>(1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域として指定された区域に属する土地<u>若しくはこれに準じるものとして神奈川県が位置付ける急傾斜地崩壊危険箇所</u>の区域に属する土地又はこれらと同等の危険があるものとして市長が特に認める土地(神奈川県急傾斜地崩壊対策事業に係る工事の対象となる範囲にあるものを除く。)</p> <p>(2) <u>廃止前の住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)に基づき造成された土地</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(補助額)</p>

第7条 (略)

(申請の添付書類)

第8条 (略)

(事業着手届の添付書類)

第9条 (略)

(事業完成届の添付書類及び完了検査)

第10条 (略)

(第三者行為に係る代位)

第11条 (略)

(財産処分の制限)

第12条 (略)

附 則

(施行期日等)

3 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第6条 (略)

(申請の添付書類)

第7条 (略)

(事業着手届の添付書類)

第8条 (略)

(事業完成届の添付書類及び完了検査)

第9条 (略)

(第三者行為に係る代位)

第10条 (略)

(財産処分の制限)

第11条 (略)

附 則